

令和3年 2月吉日

ジュニアスイミング会員各位

緊急事態宣言延長に伴う対応について

余寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般の政府及び大阪府からの緊急事態宣言延長を受けまして、短縮営業期間を3月7日(日)まで延長させていただきます。

■ 施設営業時間について

9:00 開館～20:00 閉館とさせていただきます。※毎週日曜日は休館日となります。

■ ジュニアスイミングの営業について

短縮営業期間中は通常通りスクールを開講させていただきます。

※タイム級クラスは、短縮営業期間中は17:50～19:00の時間で実施させていただきます。

■ 3月適用の各種手続き(変更・休会・退会)について(対象：全ジュニアスイミング会員)

通常通り2月20日(水)までに当施設フロントにてお手続きをお願い致します。

※休会につきましては、1ヶ月1,100円(税込)が引き落としとなります。

感染状況によっては政府や大阪府から新たな発表があり、対応が変わる可能性もございます。まだまだ予断を許さない状況でございますので、くれぐれもご自愛くださいませ。

宝持会総合健康づくりセンター Holly EIWA

TEL 06-6722-6516 / FAX 06-6722-1005

HP <http://www.holly-eiwa.co.jp/>

